

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、建設作業員として業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、D所在のE会社が元請として施工するF駅のホーム改修工事現場において、腰部を負傷し（以下「本件災害」という。）、「椎間板ヘルニア」との傷病名で加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、不眠、幻覚、幻聴等の症状がみられるとして、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し「不眠症等」と診断された。

請求人は、不眠症等を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及びその発病時期について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月頃から気分の落ち込みや不眠等の症状が出現し、同年〇月頃には抑うつ気分や幻覚、希死念慮等も加わった経過から、同年〇月頃に『F 4 3. 2 適応障害』（以下「本件疾病」という。）を発病したものであるのが妥当である。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等に鑑み、同医師の意見は妥当なものであり、請求人は、平成〇年〇月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 当審査会において、請求人の主張及び本件における一件記録を改めて精査したところ、本件疾病の発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷の出来事については、次のとおりである。

ア 特別な出来事について

認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 特別な出来事以外の出来事について

請求人は、本件災害が原因で本件疾病を発病した旨主張していることから、検討すると、以下のとおりである。

請求人が受傷した腰部への負傷については、障害等級第12級と認定されており、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみることができる。

腰部の状態について、請求人は、「今はまともに歩くことができず、無理をして歩けば、右足の感覚が全くなくなるような状態です。杖がないと歩けません。」と申述しているが、様式第10号裏面の診断書によれば、請求人の後遺障害の程度は腰部の疼痛のみであり、請求人の障害等級からみて、当該後遺障害により社会復帰が困難になるような状況にあったとまでは認められないものであることから、当審査会としては、上記請求人の申述を勘案しても、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「中」程度であり、「強」には至らないものと判断する。

(4) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

本件における一件記録からは、認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。